

食品表示部会設置・運営規程

平成21年12月1日

消費者委員会決定

最終改正 平成25年9月20日

消費者委員会令（平成21年政令第216号）第四条の規定に基づき、この規程を定める。

（総則）

第一条 消費者委員会令第一条第1項の規定に基づき設置する食品表示部会の設置及び所掌事務、会議並びに議事録の作成等については、この規程の定めるところによる。

（部会の設置）

第二条 消費者委員会（以下「委員会」という。）に食品表示部会（以下「部会」という。）を置く。

（所掌）

第三条 部会は、以下の事項について、調査審議する。

- 一 食品衛生法に基づき、内閣総理大臣が、販売の用に供する食品、添加物、容器包装等の表示の基準を定めようとするときに、意見を述べること。
- 二 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づき、内閣総理大臣が、飲食料品の品質の表示の基準を定めようとするときに、意見を述べること。
- 三 内閣総理大臣が、食品表示法第四条において規定する食品に関する表示の基準を定めようとするときに、意見を述べること。
- 四 その他食品の表示に関すること。

（調査会の設置）

第四条 部会長は、必要に応じて、委員会の同意を得て当該部会に調査会を置くことができる。

- 2 調査会は、部会が行う審議に関し、必要な専門的事項を調査する。
- 3 調査会に属すべき構成員は、委員長が委員、臨時委員及び専門委員のうちから指名する。
- 4 調査会には座長を置き、当該調査会に属する構成員から委員長が指名し、座長は、当該調査会の事務を掌理する。
- 5 座長に事故があるときは、当該調査会に属する構成員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第五条 部会長（部会長に事故のあるときはその職務を代理する者）は、部会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 消費者委員会令第二条第2項及び第3項を部会の議事に準用した場合の出席には、会議の開催場所への出席のほか、部会長が必要と認めるときには、テレビ会議システムを利用した出席を含めるものとする。
- 3 部会に属さない委員は、あらかじめ部会長に届け出ることにより、会議に出席して発言することができる。ただし、消費者委員会令第二条第2項及び第3項を部会の議事に準用した場合の委員には該当しないものとし、定足数には関係せず、議決に参加することはできないものとする。
- 4 部会長は、必要により、部会に属さない臨時委員又は専門委員を会議に出席させ、関係事項について説明を求めることができる。ただし、当該臨時委員は、消費者委員会令第二条第2項及び第3項を部会の議事に準用した場合の議事に関係のある臨時委員には該当しないものとし、定足数には関係せず、議決に参加することはできないものとする。
- 5 部会長は、必要により、当該審議事項に関して識見を有する者を会議に出席させ、関係事項について説明を求めることができる。

(審議の公開)

第六条 会議の開催予定に関する日時、開催場所等については、公開する。

- 2 部会は、会議を公開することにより、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他の部会長が非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。非公開とすべき事由が終了したときは、公開するものとする。
- 3 前項の規定により部会長が会議を非公開とすることを認めた場合は、部会はその理由を公表する。
- 4 会議の議事録については、第2項の規定により部会長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。
- 5 第2項の規定により部会長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合は、議事要旨をすみやかに作成し、公表するものとする。

(部会の議決)

第七条 部会の議決については、委員長の同意を得て、委員会の議決とすることができる。

- 2 前項の規定により、部会の議決が委員会の議決とされたときは、部会長は、すみやかにその決定事項を委員会に報告しなければならない。

(議事録)

第八条 部会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。

- 一 会議の日時及び場所

- 二 出席した委員の氏名及びこのうちテレビ会議システムを利用した出席者の氏名
- 三 議題となった事項
- 四 審議経過
- 五 審議結果

(雑則)

第九条 この規程に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

(準用)

第十条 第五条各項、第六条各項、第八条及び前条の規定は、調査会の調査について準用する。この場合において、これらの規定中「部会」とあるのは「調査会」と、「部会長」とあるのは「座長」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成25年9月20日から施行する。

平成25年11月12日
最終改正 平成25年12月10日

食品表示部会における調査会の設置について

消費者委員会 食品表示部会長
阿久澤 良造

食品表示部会において、食品表示法第四条において規定する食品に関する表示の基準を定めようとするときに意見を述べるにあたり、専門的事項の調査審議を行うため、食品表示部会設置・運営規程第四条第1項に基づき、下記のとおり、調査会を設置する。

記

I

1. 設置する調査会の名称
栄養表示に関する調査会

2. 設置の理由

食品表示部会が、同部会設置・運営規程第三条第三号に基づき、栄養表示に関し調査審議する場合において、必要な専門的事項の検討を行うため、同部会に調査会を設置する。

3. 調査会の所掌

栄養表示に関する調査審議を行うにあたり、対象成分、対象食品、対象事業者、表示方法等の論点について検討を行う。

4. 調査会のスケジュール

上記3に関し、平成26年夏ころまでに一定の方向性を示すべく、本調査会における調査審議を進める。

II

1. 設置する調査会の名称
生鮮食品・業務用食品の表示に関する調査会

2. 設置の理由

食品表示部会が、同部会設置・運営規程第三条第三号に基づき、生鮮食品・業務用食品の表示に関し調査審議する場合において、必要な専門的事項の検討を行うため、同部会に調査会を設置する。

3. 調査会の所掌

(1) 生鮮食品・業務用食品の表示に関する調査審議を行うにあたり、生鮮食品関係の個別品質表示基準等の整理・統合、現行制度に係る用語の統一、業者間取引における表示方法の整理等

(2) 食品表示基準に関する検討のうち、栄養表示に関する調査会及び加工食品の表示に関する調査会の所掌に属さないもの（添加物のみ販売する場合の表示方法等を含む。）

について検討を行う。

4. 調査会のスケジュール

上記3に関し、平成26年夏ころまでに一定の方向性を示すべく、本調査会における調査審議を進める。

III

1. 設置する調査会の名称

加工食品の表示に関する調査会

2. 設置の理由

食品表示部会が、同部会設置・運営規程第三条第三号に基づき、加工食品の表示に関し調査審議する場合において、必要な専門的事項の検討を行うため、同部会に調査会を設置する。

3. 調査会の所掌

加工食品の表示に関する調査審議を行うにあたり、加工食品関係の個別品質表示基準等の整理・統合、現行制度に係る用語の統一、アレルギー表示、レイアウト及び文字の大きさ等について検討を行う。

4. 調査会のスケジュール

上記3に関し、平成26年夏ころまでに一定の方向性を示すべく、本調査会における調査審議を進める。

附 則

この規定は、平成25年12月10日から施行する。

生鮮食品・業務用食品の表示に関する調査会 審議経過

■ 第1回 平成26年1月24日（金）

（議題）

- 食品表示基準における「生鮮食品」と「加工食品」の整理について

■ 第2回 平成26年2月19日（水）

（議題）

- 生鮮食品の表示基準のイメージ案について
- 業務用食品への表示について

■ 第3回 平成26年3月14日（金）

（議題）

- 生鮮食品における表示基準の統合について
- 販売の用に供する添加物の表示について

■ 第4回 平成26年5月12日（月）

（議題）

- 生鮮食品、添加物、業務用食品等に関する用語の整理について
- 現行の表示基準に係る通知等のうち、基準に規定するものについて
- 食品表示基準における生鮮食品と加工食品の区分の例について
- その他

■ 第5回 平成26年6月13日（金）

（議題）

- 生鮮食品・業務用食品の表示に関する調査会のとりまとめについて

食品表示部会 生鮮食品・業務用食品の表示に関する調査会 委員名簿

平成26年6月1日現在

| | | |
|------|--------|--|
| 座長 | 池戸 重信 | 宮城大学名誉教授 |
| 座長代理 | 春日 雅人 | 独立行政法人国立国際医療研究センター 総長 |
| | 池原 裕二 | 一般財団法人食品産業センター企画調査部次長 |
| | 石川 直基 | 弁護士 |
| | 板倉 ゆか子 | 消費生活アナリスト |
| | 栗山 真理子 | 特定非営利活動法人アレルギー児を支える全国ネット 「アラジーポット」 専務理事 |
| | 立石 幸一 | J A全農 食品品質・表示管理部長 |
| | 宮地 邦明 | 日本チェーンストア協会 食品委員会委員 |

以上8名